

## 京都市介護保険料仮徴収額変更要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（以下「法」という。）第140条第2項に規定する当該年度の初日に属する年の6月1日から9月30日までの間において行う介護保険料の仮徴収において、同条第1項の支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合における、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）及び介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第158条第2項に規定する「8月の変更仮徴収額」の計算方法を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、規則及び京都市介護保険条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### (一般仮徴収額によることが適当でないと認められる特別な事情)

第3条 法第140条第2項に規定する特別な事情がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該年度の初日における世帯員の前年度の課税情報を用いて仮に算定した当該年度の保険料額（以下「仮算定保険料額」という。）を6で除して得た額と一般仮徴収額との差額が100円未満である場合は、この限りではない。

- (1) 仮算定保険料額と当該年度の初日における世帯員の前年度の課税情報を用いて前年度の末日における条例第4条に規定する保険料率により算定した保険料額（当該前年度の保険料額の算定の基礎となった保険料率をもって算定したものをいう。）が異なるとき。
- (2) 前号により算定した保険料額が同額の場合で、仮算定保険料額と前年度の賦課期日における世帯員の前年度の課税情報を用いて前年度の末日における条例第4条に規定する保険料率により算定した保険料額が異なり、一般仮徴収額に3を乗じ300円を加えて得た額が仮算定保険料額を超えるとき。ただし、一般仮徴収額に500円を加えて得た額が仮算定保険料額を超える場合、又は一般仮徴収額に2を乗じ400円を加えて得た額が仮算定保険料額を下回る場合は、この限りではない。

### (市町村決定額)

第4条 市町村決定額は、仮算定保険料額から一般仮徴収額を差し引いた額を5で除して得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額は、すべて当該年度の10月1日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

(一般仮徴収額又は市町村決定額とすることが適当でない認められる特別な事情)

第5条 規則第158条第2項に規定する一般仮徴収額又は市町村決定額とすることが適当でない認められる特別な事情があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 一般仮徴収額に2を乗じ400円を加えて得た額が仮算定保険料額を下回るとき。
- (2) 当該年度の初日に属する年の5月1日から6月30日までの間に仮算定保険料額が変更になったとき。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
  - ア 仮算定保険料額が条例第4条第1項第3号に規定する額から同項第2号に規定する額に変更となったとき。
  - イ 仮算定保険料額が条例第4条第1項第5号に規定する額から同項第4号に規定する額に変更となったとき。
  - ウ 仮算定保険料額が条例第4条第1項第2号に規定する額から同項第3号に規定する額に変更となったとき。
  - エ 仮算定保険料額が条例第4条第1項第4号に規定する額から同項第5号に規定する額に変更となったとき。

(8月の変更仮徴収額)

第6条 前条第1号に該当するときは、8月の変更仮徴収額は、仮算定保険料額と一般仮徴収額に2を乗じて得た額との差額を4で除して得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数がある場合は、当該端数金額は、すべて当該年度の10月1日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

- 2 前条第2号に該当するときは、8月の変更仮徴収額は、当該年度の初日に属する年の5月1日から6月30日までの間に変更した変更後の仮算定保険料額と当該年度の4月1日から7月31日までの間において徴収する保険料額との差額を4で除して得た額(100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。)とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1号被保険者からの次の各号に掲げる額により当該徴収を行うことが適当でない旨の申し出がなされ、区長が当該申出を認めた場合における8月の変更仮徴収額は、当該第1号被保険者の保険料負担能力を勘案し区長が定めるものとする。
  - (1) 一般仮徴収額
  - (2) 市町村決定額
  - (3) 8月の変更仮徴収額(条例第9条第1項の規定により5月に8月の変更仮徴収額を通知し、当月中に申出があった場合に限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
(関係要綱の廃止)
- 2 京都市介護保険料仮徴収額減額要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(平成31年度における特例)
- 2 平成31年度においては、第3条第1号の規定にかかわらず、一般仮徴収額によることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(令和2年度における特例)
- 2 令和2年度においては、第3条第1号の規定にかかわらず、一般仮徴収額によることとする。